

## メディアと教育

### ～附属小倉中学校における大学教員の授業実践ブログ社会の歩き方～

寺 岡 聖 豪

赤 沢 早 人

#### 1. 授業実践の概要

- (1) 実施教科：技術・家庭科（技術分野）
- (2) 指導学年・組：中学1年 A組、B組、C組
- (3) 単元（領域・題材）：「ブログ社会の歩き方」（情報とコンピュータ）
- (4) 授業者：寺岡聖豪（大学教員）、山崎一憲（附属学校教員）  
授業協力者：赤沢早人（大学教員）
- (5) 期日：平成18年12月14日

#### 2. 本授業の目標

電子ネットワーク社会の進展に伴い、特別な知識を持たない私たち一般の市民でも、様々な種類の情報を発信したり、表現したりすることができるようになった。こうした情報発信・表現のメディアとして多くの市民が用いるものに、ホームページ（ウェブサイト）、ブログ（blog）、SNS(Social Networking Service)を挙げることができる。なかでもブログは、電子ネットワークやコンピュータに関する知識・技術をほとんど持たなくても作成できるという「敷居」の低さから、近年、利用者数が爆発的に増大している。総務省の発表によれば、ブログを利用するサービスに登録している人の数は、2006年3月末の段階で868万人にのぼるといふ（総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060413\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060413_2.html)）。

こうしたメディアが普及していくことは、情報発信・表現の市民レベルでの潜在的可能性を広げるという意味では望ましいことなのかも知れない。一方で、これらのメディアの「敷居」が低いということは、それを用いた情報の発信や表現についての基本的な知識やスキル（狭い意味でのリテラシー）をほとんど持たない人々が大量に流入してくるということでもある。それでも、ホームページを作成するには、コンピュータやウェブに関する専門的な知識や技術をそれなりに習得している必要があった。しかしながら、ブログやSNSはこうした「それなりの敷居」さえも取り去ってしまったのである。

ブログは誰でも、簡単に作ることができる。キーボードを使うことさえできれば、小学生でも十分作ることができるのだ。昆虫観察の記録や自作のイラスト……。しかし、情報の発信や表現に本来は必要な知識やスキルを身につけていなくても、ブログは「作る」ことはできてしまうので、トラブルが起きるかもしれないということは予想されることである。実際、日記感覚で書いていると、見知らぬ人が中傷してくることもある。

そこで、ブログの問題点を取り上げた番組「ブログ社会の落とし穴」(NHK 教育テレビ、2006年8月4日放送)を視聴して、「ブログ社会の歩き方」を考えさせる。

### 3. 授業者と授業協力者による事前協議

授業構想の段階で、授業者は、本授業を次のように展開する計画を立てた。

- (1) 肖像権やパブリシティ権に関する「クイズ」をもとに、新しい表現メディアであるホームページやブログのことについて関心を持たせる。
- (2) 「ブログ社会の落とし穴」を見せ、ブログという表現方法の特質について考えさせる。
- (3) 「ブログに顔写真や名前を公開してもよいか」と発問し、ブログにおける個人情報と表現の関係について考えさせる。

この計画について、授業者と授業協力者が事前協議（小・中学校現場での事前研に相当する）を行った。協議の中で、授業協力者は次のように提案した。

- ①ホームページやブログのような社会的な事象を内容・教材とする場合、「そのことについて生徒がどれくらい予備的な経験（既有経験）を持つか」についてとくに吟味を重ねた上で、教材の加工ならびに説明・発問の工夫を行わなければならない。
- ②この点に関して、上記の事象については、すでに小学校での授業時や学校外での日常生活の中などで、ほとんどすべての生徒が少なからず接触した経験があるものと考えられる。自分でホームページやブログを開設するなどの表現的な経験までを持つ生徒は少数にとどまるだろうが、ほとんどすべての生徒が「社会科や総合的な学習の時間での調べ活動の時にホームページを見たことがある」ないしは「自分の趣味や興味に関わるブログを読んでいる」などの受容的な経験を持っていると考えられる。

- ③こうした表現的、受容的経験を通して、生徒は、ホームページやブログを通じた表現活動に関するリテラシーをそれなりに身につけてきているはずである。
- ④たとえば自分の住所氏名や電話番号などといった、個人が容易に特定できてしまう類の情報をホームページやブログに公開することが危険であるという認識は、ほとんどの生徒に共有されているものとする。
- ⑤以上のように考えると、本授業のなかで、一般論として「個人情報をみだりに公開することは危険である」という価値的なメッセージ（内容）を埋め込んだとしても、そのことはすでに授業前から生徒が知っている可能性が高い。そのため、本授業を通して生徒の認識の変容を期待することは難しい。
- ⑥本授業では、「個人情報をみだりに公開することは危険である」というメッセージを前提としながら、もう一步認識を先に進めさせるようにしたい。具体的には、「みだりに」の内包と外延に関して、「どういう情報なら個人を特定できるのか」「どこまでが安全で、どこからが危険なのか」という問いを持たせたい。とくに、生徒が「これなら容易には個人を特定できないだろう」と考えるような類の情報を取り上げ、個人情報と表現に関わる「危険」と「安全」の境界線について、考えさせるようにしたい。

以上の提案を受け、授業構想の（3）の発問を中心に協議を進めた。「ブログに顔写真や名前を公開してもよいか」と発問すれば、個人情報の公開の危険性を主題にしたビデオ教材を視聴済みの生徒は、ほとんど全員が「公開してはいけない」と答えるだろう。しかし、認識をもう一步進めるならば、この過程で、生徒を「境界線」上に連れて行かなければならない。そこで、発問を「名前を伏せ字にしたり、顔をモザイクにしたりすれば、名前や写真をブログで公開してもよいか」と変更することにした。「伏せ字」「モザイク」という「容易には個人が特定できなさそう」な加工的情報を発問の対象とすることによって、生徒に「伏せ字やモザイクなら個人は特定できないだろうから、公開してもよい」「いや、伏せ字やモザイクでも、情報が特定できてしまうから、公開してはいけない」などの意見の対立を引き出すことが可能になると考えたためである。

#### 4. 学習指導の過程

以上の協議をふまえ、当日の授業に臨んだ。授業は次のように展開した。

(1) クイズ「自分で撮影した写真であれば、その写真に写っている人に断りなく、ホームページに掲載できるか？」 肖像権について説明する。

(2) クイズ「競走馬ディーブ・インパクトの場合、自分で撮影した写真ならば、ホームページに掲載できるか？」 競走馬には、「パブリシティ権」が認められていることを説明する。

(3)「ブログ社会の落とし穴」を視聴する。その際、「ブログの便利な点」と「ブログの落とし穴や不安な点」をワークシートに書き留める。

(4)「名前を伏せ字にしたり、顔にモザイクしたりすれば、名前や写真をブログで公開してもいいか」を話し合う。



写真：授業風景

この番組は中高生の間でも急速に広まりつつあるブログを取り上げ、新しいメディアの光と影を紹介しながら、「ブログとの付き合い方」を考えさせるものである。授業では「忍び寄るストーリー」という番組のシーンを手がかりに、名前や写真をブログで公開することについて話し合わせた。

**資料**

よくわかる ブログ社会の歩き方

**【クイズ】**

次の文章は正しいでしょうか。正しければ○、間違っていれば×で答えてください。

自分で撮影した写真であれば、その写真に写っている人に断りなく、ホームページに掲載できる。 ( )

**個人情報の取り扱い**

肖像権とは

人の顔や姿を写真、絵、彫刻などで表したものを保護する権利のことです。

**人格的な肖像権**

肖像に人格的利益を認めて保護し、自分の肖像をみだりに写真や絵にされたり、勝手に公表されたりしない権利です。

**経済的な肖像権**

著名人や芸能人、スポーツ選手などは、名前や肖像に対する価値による経済的利益を持っています。肖像には経済的利益を認めて保護し、著名人が肖像や名前などの営利情報をみだりに利用されたり、公開されたりしない権利を「パブリシティ権」といいます。

**事例**

高校生Dは、お気に入りの曲をホームページで紹介するため、CDのジャケットと歌詞や歌の感想を掲載しました。個人が単に曲を紹介しているだけなので、自分で購入したCDのジャケットを掲載しても特に問題ないと思いました。

数日後、レコード会社やアーティストの顧問弁護士名で、警告書が届きました。

\*この事例は、ジャケットに写っているアーティストのパブリシティ権の侵害になります。

個人情報とは

氏名、住所、電話番号など、特定の個人を識別できる情報のことです。

\*個人情報を漏えいされた個人は、迷惑な勧誘電話や大量のダイレクトメール、不当な請求通知などに長い間、悩まされることがあります。

出典

『よくわかる インターネットのおとし穴 転ばぬ先の著作権』  
FOM出版 2006年

肖像権は誰にでもありますが、パブリシティ権は経済的利益を持っている人に限られます。

肖像権を侵害すると、名誉毀損などで訴えられる可能性があります。

図：授業で配付した資料

**ワークシート**

「ブログ社会の落とし穴」を視聴して  
(NHK教育テレビ 2006年8月4日放送)

ブログは誰でも、簡単に作れます。昆虫観察の記録や自作のイラスト……。しかし、トラブルが心配です。日記感覚で書いていると、知らぬ人が中傷してくることもあります。ブログの問題点を取り上げた番組を視聴して、「ブログ社会の歩き方」を考えてみましょう。

1 ブログの便利な点は何でしょう。いくつでも挙げてください。

3 名前を伏せ字(○岡、□田など)にしたり、顔にモザイクをしたりすれば、名前や写真をブログで公開してもいいでしょうか。

いい いけない

理由

2 ブログの落とし穴や不安な点、または、よくない使い方は何でしょうか。

4 授業の感想を書いてください。

年 組 名前  
名前は書いても、書かなくても、どちらでも構いません。

図：ワークシート

## 5. 生徒の感想

授業中、生徒に本授業を受けての感想を求めた。インターネットやブログの問題を日常生活に引きつけて考えることができた生徒が多かったようである。

- 自分はやったことはないけど、よくブログのことは聞いたりするから、とても身近に感じられた。でも、くわしくルールなどを知らなかったので、「こんなこともあるんだ」と思うことが多かった。便利なところもあるけど、こわいところも多いので、使うときには気をつけようと思う。
- 私もブログをやっています。その時は興味本位でルールとか、マナーとかは考えずにやっていました。しかし、これからブログをする時は「自分だったらどうだろう」と置き換えたり、この授業を思い出したりして、ルールやマナーを守りたいと思います。

## 6. 授業後の協議会

授業後、各組担任ならびに副校長と授業者の計5名で、本授業に関する協議の時間を持つことができた。附属学校教員からは、とりわけ次のような「生徒指導」上の観点からの課題が出た。

### (1) A組担任の感想

生徒指導が難しい。たとえば、友だちの悪口がケータイを通して「掲示板」に書き込まれても、なかなか気づかない。それに対して、保護者は情報モラル教育を学校に期待・要望するが…。

### (2) B組担任の感想

番組の内容は子どもたちの日常生活に近く、とてもわかりやすかった。子どもたちは笑っていたり、うなずいていたりしたので、番組の主人公たちに共感していた。

### (3) C組担任の感想

視聴した番組は1年生だけでなく、2年生や3年生にもぜひ見せたいと思った。ネット上の「掲示板」でうわさが広まった場合、どうしたら良いのだろうか。

### (4) 副校長の感想

同じ番組なのに、笑う場面がクラスで違う。

パソコンやインターネットの普及により、便利な社会になった。自然体験や生活体験

が乏しくなるなか、「生きる力」が問われている。「メディアとの付き合い方」は親も子どもも学ばなくてはならない。

こうした意見を受け、授業者は次のような感想を持った。

本授業で教材として用いた「ブログ社会の落とし穴」はストーカーの存在を強調していたので、「ブログは危ない」、「ブログは見ても、作るのはダメ」というように、不安を増幅させたかもしれない。しかし、ブログについて見直すきっかけにはなったのだろう。現に、ブログを作っている生徒がどのクラスにも数名いる。目の前に相手(他者)がいないので、生徒たちは意識しづらいかもかもしれないが、ブログ社会は学級や部活などの「リアル社会」と何ら違いはないだろう(「ブログ社会」と「リアル社会」の違いは無視できないが)。にもかかわらず、ブログ社会では自分の言動についてガードが甘くなる。

生徒の感想を読むと、「ブログ社会の落とし穴」を紹介して、素直に良かったと思う。本日のねらいはこの番組を附属中学校の生徒に視聴してもらうことだったので、この点では満足している。しかし、話し合いの時間を十分に取れなかったことが心残りである。今後の検討課題としたい。

## 7. 授業協力者から

本授業に関する事前協議を行った際、授業協力者は、「名前を伏せ字にしたり、顔にモザイクをしたりすれば、名前や写真をブログで公開してもいいか」と生徒に問いかけるよう、授業者に提案した。その意図は二つあった。一点目は、すでに述べたとおり、生徒を「危険」と「安全」の境界線に連れていくことである。二点目は、こうした個人情報と表現の関係の問題について、複眼的な視点を持つきっかけをつくることである。

二点目について今少し述べておくことにしたい。本授業で扱おうとした問題は、大きく分けて二つの観点から考えることができる。

一つめは法的な観点である。授業での発問に引きつけて言えば、モザイクや伏せ字による限定的な個人情報の公開が、現行法上でのプライバシー侵害等に当たるかどうかを考えるアプローチである。

こうした問題を考えようとするとき、多くの中学生は、もしかしたらこうした「当該行為は、法律やルールに違反しているのかどうか」というアプローチを採ることが多いのかもしれない。そして彼らは、少なくとも表面的にはこう言うにちがいない。「法律やルール

に違反することはしてはいけない」。もちろん、法治国家に生きる私たちにとって、もちろんこうした法的な観点が必要であることは言を俟たない。しかし一方でこうしたアプローチが、彼らのなかに「法律やルールに違反していなければ何をしてもよい」という短絡的な価値観を生じさせるおそれがある。

モザイクや伏せ字による個人情報公開が、日常生活のレベルで「問題」になるとすれば、法的な観点というよりも、倫理的な観点が前面に出てくるはずである。これが二つめの観点である。当該行為が法律に反しているかどうかということと、当該行為が「被害者」を傷つけたかどうかということとは、必ずしもイコールではない。仮に、ある生徒がモザイクや伏せ字という情報加工をおこなって別の生徒の個人情報を公開したことが、法的な問題がないとしても、そこには、情報を公開された生徒の「傷」が残ることは十分に考えられる。「もしかしたら私の私生活が誰かに覗かれているかもしれない」、「モザイクの写真をブログに載せられてから、誰かにつけ回されているような気がする」。「被害者」は、こうした心配・不安・恐怖を、たしかにそこにあるものとして感じるということだ。

本授業を受ける生徒には、こうした倫理的な観点から、モザイクや伏せ字の問題を考えてほしい。さらには、法的な観点と倫理的な観点との「接点」としてこうした問題を複眼的に考えてほしい。本授業をおこなうに当たって、授業協力者には、このような「ねがい」があったのである。

実際の授業では、話し合いの時間が少なかったこともあり、残念ながらこうした二つの観点を中心に話し合いが進んでいくようにはならなかった。そこでは、「ともかくモザイクや伏せ字を使うことは危険そうだからやらないほうがいい」という、やや「君子危うきに近寄らず」調の意見がクラスの大勢を占めていたように感じられた。見方によっては、こうした意見はきわめて現実的な判断と言えるのかもしれない。しかし、あえて直截に言うならば、授業協力者が意図した二つの観点から比べると、かなり「手前」にある意見・判断である。もちろん、話し合いの過程でそうした雰囲気になっただけであり、個人的には、述べてきたような法的な観点や倫理的な観点からこの問題を考えようとしていた生徒もいたのかもしれない（上述した生徒の感想の二つめのものは、そうした観点をもって書いたとも読める）。教材について、あるいは発問について、じっくり考える時間を持ち、生徒の「生の意見」を是非とも聞いてみたいところであった。



## 8. 大学での授業の還元のしかた

大学では、授業者と授業協力者が共同で「メディアと教育」という授業（平成 18 年度、新設）を運営している。今回の附属小倉中学校での経験をこの授業に活かすために気づいたことを書いてみたい。

実は、中学 1 年生を対象とした授業「ブログ社会の落とし穴」は次の二つに関連して行ったものである。

- (1) 「大学教員による附属学校・園での授業研究」（平成 11 年度より開始）。
- (2) 年度計画 50 「大学教員、附属学校（園）教員、学部学生の三者が協働しつつ、新しい社会的要請としてのメディア教育に即応できる教員養成のモデルケースを全学的な見地から構築する」（平成 17 年度より 2 年間）。

両者を関連づけた理由は後者の年度計画を進めていく上で、附属学校との連携がほとんど進まないで、前者の制度を利用したというのが正直なところである（附属学校と大学との連携の重要性は叫ばれるものの、なかなか進まないのが現状である）。しかし、本授業を準備していくなかで、次のことに気づいた。それは中学校でブログを取り上げる場合、どの学年や授業において教えるかということである。今回は技術・家庭科の技術分野において授業した。しかし、道徳や総合的な学習の時間などにおいても番組「ブログ社会の落とし穴」を視聴し、話し合っても全く違和感はないだろう。

さて、ブログが日本で広まったのは 2002 年頃だという。教育の世界にもブログは広まりつつある。『すぐできる！ 教育ブログ活用入門』（中川一史・稲垣忠編著、明治図書、2006 年）では小中学校の教科指導や学級通信・学校通信、教員研修などのブログが紹介されている。その背景にはインターネットの爆発的な普及があることはいうまでもない。ここで忘れてはならないのは、大人もインターネットや携帯電話を最近、使い始めたことである。したがって、学校では試行錯誤しながらパソコンやインターネットについて今、教えているというのが本音だろう。

いっぽう、子どもたちが携帯電話やインターネットを利用した事件に巻き込まれることがこのところ増え、大きな社会不安となっている。感想にも指摘されているように、生徒たちはブログに対して興味を覚えるものの、情報社会の怖さや情報ツールの落とし穴をおぼろげながら感じている。しかし、これを教えることができる教員はまだ少ない。また「家

庭で」教えるのは難しいから、情報社会の怖さや情報ツールの落とし穴について「学校で」教えてほしいという声も聞かれる。つまり、学校と家庭に共通しているのは「何とかしなければならぬ」という危機感である。そこで考えなくてはならないのは「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何を」、「どのように」、「なぜ」教えるのかということである。番組「ブログ社会の落とし穴」の活用はその第一歩になるだろう。インターネットを使って情報を発信したり、交流したりする魅力と必要性は子どもたちの間でも(子どもたちの間だからこそ)、高まっている。それゆえ、情報社会において「ひととつながる」ためには、「メディアとの付き合い方」を教えなくてはならない(ほとんどの小学校において、「交通安全教室」が開かれているように)。今回の授業実践で改めてこのことを確認した。大学の授業「メディアと教育」では番組「ブログ社会の落とし穴」を視聴するとともに、様々な活用を学生とともに考えてみたい。

附属小倉中学校の1年生の皆さんと先生がたにはこの場を借りて、お礼を申し上げたい。

付記 本章は、福岡教育大学 大学・附属学校共同研究会議編『平成18年度 大学教員による附属学校・園での授業実践の研究』(平成19年度3月刊行予定)に投稿した原稿を加筆修正したものである。「3.」と「7.」については、授業協力者の赤沢早人が執筆。それ以外の部分については、授業者の寺岡聖豪が執筆した。